

議案第 8 4 号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第 3 条 法第 8 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、開示決定等の期限は、開示請求があった日から 1 5 日以内とする。この場合において、法第 8 4 条中「6 0 日」とあるのは、「4 5 日」とする。

(開示請求に係る費用負担)

第 4 条 法第 8 9 条第 2 項の手数料は、徴収しない。

2 開示請求者は、法第 8 7 条第 1 項に規定する写しの交付により保有個人情報の開示を受けるときは、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用は、同項の開示の際に納付しなければならない。

4 市長は、第 2 項の場合（特定個人情報に係る開示の場合に限る。）において、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、同項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求権)

第 5 条 法第 9 0 条第 1 項の規定にかかわらず、訂正請求は、同項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報についても行うことができる。この場合においては、同条第 3 項の規定は、適用しない。

(訂正請求の手続)

第 6 条 法第 9 1 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日を記載することを要しない。

(利用停止請求)

第 7 条 前 2 条の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、第 5 条中「第 9 0 条第 1 項」とあるのは「第 9 8 条第 1 項」と、前条中「第 9 1 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 9 9 条第 1 項第 2 号」と、「訂正請求書」とあるのは「利用停

止請求書」と読み替えるものとする。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、個人情報の保護に関する制度に係る運用の状況を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(小田原市個人情報保護条例の廃止)

第2条 小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の手續等に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条、第24条又は第27条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた旧条例第29条の2に規定する審査請求、施行日前にされた同条に規定する処分に対し施行日以後にされる審査請求並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する請求に対する処分及び不作為に係る審査請求

については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に小田原市個人情報保護審査会条例（令和4年小田原市条例第 号）附則第3条の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の規定により置かれた小田原市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第33条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者又は前条第1項第2号若しくは第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

- 4 前条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第5条 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年小田原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第

25号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第9条中「、個人情報保護条例の定めるところにより個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに」を削る。

(小田原市手数料条例の一部改正)

第6条 小田原市手数料条例(平成12年小田原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第24条第15号中「小田原市個人情報保護条例(平成16年小田原市条例第25号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(小田原市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第7条 小田原市重度障害者医療費助成条例(平成29年小田原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

令和4年11月30日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

個人情報の保護に関する法律が一部改正され、同法による制度が地方公共団体の機関に対し直接適用されることとなることに伴い、これまでの小田原市個人情報保護条例の運用を踏まえ、同法の施行に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。